

豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市介護の未来創造支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、豊中市域において介護保険事業の就労に結び付く人材確保や定着支援に資する事業等を行う法人格を有する団体に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費を助成する。

- 2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。
- 3 対象となる事業は3か年にかけて継続して実施し、助成を受けることができる。
- 4 助成は令和6年度から令和8年度（以下「助成対象期間」という）までとする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という）は、次の各号のいずれにも該当する1団体とする。

- (1) 20以上の法人が実施体制に参画している団体であること。
- (2) 市内で介護保険事業を営む事業者が実施体制に参画している団体であること。
- (3) 市内で事務所を有する団体であること。
- (4) 実施体制に参画する者も含め団体を構成する全員が法人格を有すること。
- (5) 行政が事務局に参加していない団体であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、大阪府、本市などが実施する他の制度による助成を受けて

いる、又は受ける予定の事業を除く。

- (1) 介護人材の定着支援に資する育成事業であること。
- (2) 介護人材確保に資する事業であること。
- (3) 介護事業の魅力発信に資する交流、広報活動であること。
- (4) 外国人介護人材の受入促進に資する事業であること。
- (5) 資格取得・就職支援に資する事業であること。
- (6) 助成対象団体が本市内において自ら実施する事業であること。
- (7) 関係法令に適合すること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業等であること。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。
- (10) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象事業に要する額とする。

- 2 助成金の交付限度額は毎年度1億円を上限に別表1及び別表2の係数を乗じた額とする。ただし、第18条第2項による助成金の増額が認められた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 4 助成金の額を決定するにあたり、第10条第1項の意見を踏まえ、前3項の規定に基づき算出した額から、減額する場合がある。

（助成対象経費）

第6条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費のうち、市長が認めたもので助成対象期間内の各年度ごとに支出するものとする。

- 2 前項の規定のうち間接経費は10%を超えない範囲で助成する。

（公募）

第7条 公募は、公募開始前に市のホームページへの掲載並びに公共施設等におけるちらしの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 公募は助成対象期間のうち初年度のみ行うものとする。

（公募説明）

第8条 助成金の交付を受けようとする団体（以下、「申込団体」という）は、市の行う豊中

市介護の未来創造支援事業助成金の公募に関する説明会に参加しなければならない。

(助成金の交付申込)

第9条 申込団体は、所定の申込期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込書（様式第1号）
- (2) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業計画書（様式第2号）
- (3) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付申込事業予算書（様式第3号）
- (4) 実施体制を構成する団体の役員名簿
- (5) 実施体制を構成する団体の定款，会則その他これらに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申込団体は、前年度の1月末までに、翌年度の前項第2号から第6号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、その際の第4号から第5号に掲げる書類の提出については、前年度から変更があった場合のみとする

(審査)

第10条 市長は、助成金の交付の可否を決定するときは、豊中市介護保険事業運営委員会規則（以下「規則」という。）に基づき設置された豊中市介護人材対策部会（以下「部会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

2 申込団体は当該年度の年度末までに前条第2項に掲げる書類について部会の意見を聴くものとする。

(決定等の通知)

第11条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容を豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは豊中市介護の未来創造支援事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第12条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は当該通知に係る助成金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市介護の未来創造支援事業助成金取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。また、その他の理由による場合は、あらかじめ市に相談した上で、豊中市介護の未来創造支援事業

助成金取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市介護の未来創造支援事業助成金取下げ受理通知書（様式第7号）により、交付決定団体にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（計画書等の変更）

第13条 交付決定団体は、第9条第1項第2号から第6号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市に相談しなければならない。

- 2 市長が変更を認める場合は変更後の計画書等を添えて、豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付決定事業変更申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 市長は、当該決定に係る交付決定額を変更する必要があるときは、当該事業予算の範囲内でその額を変更することができる。
- 4 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業変更決定通知書（様式第9号）により交付決定団体に通知するものとする。

（決定の変更）

第14条 市長は、やむを得ない事情の変更により特別の必要が生じたときは、第11条第1項に定める様式第4号の内容を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の変更を行ったときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を前条第4項に定める様式第9号により交付決定団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（以下「決定の取消し」という。）ことができる。

- （1）助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- （2）助成金の交付の決定の内容、その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- （3）助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- （4）当該交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められたとき。
- （5）第17条第1項の各書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でない判断

したとき。

(6) その他特別の必要が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の取り消しを行ったときは、その旨（第19条の規定により助成金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定団体に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、交付決定事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の交付請求）

第16条 交付決定団体は、助成金の交付を受けようとするときは豊中市介護の未来創造支援事業助成金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付は助成対象期間の初年度は事業開始月に受けるものとし、助成対象期間の初年度より後の年度については、半期毎に受けるものとする。
- 3 第1項の規定により交付を受ける助成金の金額は、第10条に定められた審査を経た計画書等に基づく金額を請求できるものとする。
- 4 市長は第1項の規定により請求書の提出を受けたときは、概算払いを行うか否かを決定するものとする。

（実績報告）

第17条 交付決定団体は助成対象期間の各年度末から30日以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業実績報告書（様式第12号）
- (2) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業決算書（様式第13号）
- (3) 豊中市介護の未来創造支援事業助成金事業出納簿（様式第14号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付決定団体は前年度の1月末までに、前項第1号と第2号に掲げる書類を年度末見込みで作成し市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び通知）

第18条 市長は、前条の実績報告書等に基づき助成金の額を確定し、豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付額確定通知書（様式第15号）により、その旨を交付決定団体に通知する。

- 2 市長は、前条の実績報告の結果により必要と認めた場合、第5条第2項にて定めた助成金の交付限度額を当該事業予算の範囲内で増額することができる。

(助成金の返還)

第19条 市長は、計画書等の変更を認めると決定したとき及び決定の変更並びに決定の取り消しを行った場合において、当該計画書等の変更の決定及び決定の変更並びに決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体に命ずることができる。

2 市長は、交付した助成金に余剰がある場合、期限を定めて交付決定団体に返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定団体からの申請に基づき、第1項から第2項の規定による返還期限を延長することができる。

(延滞金)

第20条 市長は、交付決定団体が、前条にかかる返還を期限までに行わなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。

2 前項の規定による延滞金について、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定団体の申請に基づき、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(事業報告の公開)

第21条 市長は、助成事業の結果を公開するものとする。

(帳簿等の整備)

第22条 交付決定団体は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに関連書類を常に整備し、助成対象期間の各年度の翌年度以降10年間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第23条 市長は当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対し随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他の事項)

第24条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から実施する。

別表 1

実施事業構成員数	係数
100以上	1
50以上100未満	0.7
20以上50未満	0.5

別表 2

事業資本金	係数
1,000万円以上	1
500万円以上1,000万円未満	0.9
500万円未満	0.8